

第20回 新潟県政府調達苦情検討委員会 議 事 概 要

日 時 令和4年1月12日(水)

開 始 午前9時00分

終 了 午前10時30分

場 所 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁行政庁舎803会議室

出席者 今 本 啓 介 委員長

佐々木 桐子 委員

福 井 泰 雄 委員

山 崎 真 委員

渡 邊 信 子 委員

事務局 綱 島 出納局長

若 杉 管理課長

結 城 会計検査課長

長谷川 管理課課長補佐

澤 田 会計検査課課長補佐

植 木 管理課企画・指導係長

大 島 主任

開 会（司会 長谷川管理課課長補佐） 午前 9 時 00 分

1 挨拶（綱島出納局長）

2 委員紹介

各委員がそれぞれ自己紹介する。

3 議 事

議案第 1 号 委員長の選任について

仮議長（若杉管理課長）が委員会設置要綱第 4 条により、委員の互選を諮る。

各委員の互選により、今本委員が委員長に選任される。

今本委員長が、議長として委員長席につき、就任の挨拶をする。

今本委員長が、委員会設置要綱第 4 条に基づき、福井委員を委員長職務代理者に指名する。

今本委員長

まず、本日の委員会について、平成 11 年 5 月 26 日付委員会決定事項の政府調達苦情検討委員会公開基準により、委員会は原則公開となっているため公開し、議事録については、一般の閲覧に供するよう議事録概要を公開する。

議事録の署名は、今回は苦情案件の審議ではなく説明が中心であるため省略する。御承認いただきたい。

議案第 2 号 政府調達の苦情に関する処理手続の改正について

事務局が議案第 2 号について、下記のとおり説明する。

- (1) 「政府調達に関する苦情の処理手続」において、苦情申立人、関係調達機関、参加者以外の者に対する事実確認依頼についての手続を明確にするもの。
- (2) 「政府調達に関する苦情の処理手続」5(7)カの手続について、「様式 27 の 2 委員会の要請に係る通知の判断結果通知」の様式を追加する。
- (3) 様式への押印について、見直しを行う。

今本委員長が委員に質疑・意見等を諮る。

(質疑)

今本委員長

資料の 10 ページの表の様式 27 の 2 のところだけ、「（押印する）」というのがあるが、これは単に省略ミスか。

事務局

様式 27 の 2 は、新たに追加する様式ということで、廃止しないという言い方も変なので、押印が様式の中に残るといった意味合いで整理をした。

議案第 2 号が案のとおり決定する。

議案第 3 号 政府調達苦情検討委員会公開基準の改正について

事務局が議案第 3 号について、下記のとおり説明する。

会議開催の周知等について、会議を公開で行う場合の対応であることを明確にするもの。

今本委員長が委員に質疑・意見等を諮る。

委員からの質疑なし

議案第 3 号が案のとおり決定する。

議案第 4 号 苦情申立てを受理した場合の公示方法の例文の改正について

事務局が議案第 4 号について、下記のとおり説明する。

例文の内容が県報の様式に適合するように改正を行う。

今本委員長が委員に質疑・意見等を諮る。

渡邊委員

新旧対照表の旧のところに、「新潟県政府調達苦情検討委員会公示第〇号」と書いてあるが、これはもう不要だということか。

事務局

今回、例示文で登録しようとした際に、この公示第〇号というのはつけることができないと言われ、タイトルについては、新旧対照表の新しい「政府調達に関する苦情申立ての受理について（公示）」というのが一般的である。

渡邊委員

公示に関して番号付けをしなくなったという意味か。それとも表示がそうなったということか。

事務局

繰り返しになるが、県報で番号をつけてタイトルを載せることができないため、今後は使えない形になる。

苦情受付番号は、委員会の番号を使って、番号の整理の処理は残る形になる。

渡邊委員

そもそも公示に第何号と付ける手続がもともとなかったが、こういう形で残っていたから、改正になるという意味で理解してよいか。

事務局

当初、平成8年に制定した際の経緯は不明であるが、今現在、県報で番号を付ける取扱いはしていない。

渡邊委員

そもそも全体がもうそういう取扱いがないのに残っていたから、改正するということか。

事務局

おっしゃるとおりです。

議案第4号が案のとおり決定する。

4 説明事項

事務局が下記のとおり、政府調達協定、苦情処理手続等の概要について説明し、意見交換を行った。

- (1) 政府調達協定及び関係規定の概要
- (2) 新潟県政府調達苦情検討委員会及び苦情処理手続の概要
- (3) 特定調達契約の状況
- (4) 政府調達に係る苦情の受付・処理の事例
- (5) 所属への周知事項について

終 会 午前10時30分